

福井県報

号 外 第 55 号

令 和 8 年
7 月 2 7 日 (月)

火 曜 日 発 行

— 目 次 —

(※は県例規集掲載事項)

規 則

※福井県知事の職務を代理する副知事の順序に関する規則（４０・人事課）…………… 1

規 則

福井県知事の職務を代理する副知事の順序に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年7月27日

福井県知事 石田 嵩人

福井県規則第40号

福井県知事の職務を代理する副知事の順序に関する規則の一部を改正する規則

福井県知事の職務を代理する副知事の順序に関する規則（令和8年福井県規則第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項の規定に基づき、知事の職務を代理する副知事の順序を次のように定める。 第1順位 副知事 <u>武部 衛</u> 第2順位 副知事 <u>大瀧 洋</u>	地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項の規定に基づき、知事の職務を代理する副知事の順序を次のように定める。 第1順位 副知事 <u>鷺頭 美央</u> 第2順位 副知事 <u>武部 衛</u>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。